

通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)
重要事項説明書

社会福祉法人 健仁会
介護老人保健施設 千の風・川崎

1 当該施設が提供するサービスについての相談窓口

担当 通所リハビリテーション相談員 電話 044-589-8771 (9:00から17:00)

※ご不明な点は、どのようなことでも構いませんので、ご相談下さい。

2 介護老人保健施設 千の風・川崎の概要

(1) 施設の名称、所在地、指定番号

施設名称	介護老人保健施設 千の風・川崎
所在地	神奈川県川崎市幸区小向町15-25
介護保険指定番号	第1455180013号 神奈川県

(2) 施設の職員体制

職 種	施 設		通所リハ		備 考
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	
管理者兼医師	1名		(1名)		通所リハ兼務
医師		7名			
介護支援専門員	3名				
支援相談員	3名		1名		
管理栄養士	3名		(1名)		通所リハ兼務
薬剤師		1名			
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	19名	3名	(3名)		通所リハ兼務
事務職員	5名	2名		(2名)	通所リハ兼務(ドライバー)
看護師	11名	5名		(2名)	通所リハ兼務
准看護師	5名	6名			
介護福祉士	40名	2名	6名	1名	
1～2級ヘルパー・初任者研修	12名	2名	1名		
その他(介護・看護助手)	1	10		1名	

【2024年6月1日現在】

(3) 施設設備の概要

定員 通所リハビリテーション 30名 (介護予防通所リハビリテーション含む)

面積 240.21㎡ (昼敷きエリア設置・機能訓練室・トイレ・浴室・脱衣室)

診察室 1階に設置 相談室 1階に設置

3 サービスの内容

(1) 営業日と営業時間・サービス提供時間・休業日

①毎週月曜日から金曜日が営業日、9:00～17:00が営業時間となります。

②9:15から16:00がサービス提供時間となります。(送迎時間は除く)

③土曜・日曜・祝日(月曜を除く)、年末年始の12月31日～1月3日は休業日となります。

※ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合はこの限りではありません。

(2) 介護保険に基づく、基本的なサービス

- ①医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書に基づいてリハビリテーションを実施します。
- ②通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書に基づき、入浴介助を実施します。
利用される時間帯によっては、入浴サービスを提供できない場合があります。
- ③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書に基づき、当施設職員や委託業者等の運営により、居宅と施設間の送迎を行います。介助をする職員が添乗しますが、運転役と介助役を兼ねる場合もあります。

(3) その他のサービス

①食事

昼食：12:30～13:30 おやつ：15:00 摂食状態により、食形態等の考慮をします。

②行事・レクリエーション

当施設では、各種の行事・レクリエーションを催しております。但し、原則的には経費は無料ですが、経費のかかる行事によっては、別途ご負担をさせていただく場合があります。

4 お休みをされる場合

利用日当日の8:45までにご連絡ください。それ以降は食事代が発生します。

利用料金や食事代のキャンセル料はいただきません。

5 利用料金

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)をご利用される利用者のご負担は、別紙の記載に基づく、介護保険(介護予防)給付の自己負担分(通常1割)と、保険給付対象外の費用(食費、利用者等が選定する特別なサービス費、教養娯楽費、特別行事費、オムツ費、パット費、区域外送迎費、コピー代等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険(介護予防)の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション))毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険(介護予防)給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域区分単価)や配置している職員の数で異なりますし、保険給付対象外の費用も各施設での設定となっております。

当施設の利用者負担につきましては、料金表をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス(及び介護予防のサービス)がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

入所サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護(介護予防)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、原則的に利用に際しては、居宅介護サービス(居宅介護予防サービス)計画書(ケアプラン)を作成したあとでなければ、サービスを受けることができませんので注意が必要です。

また、加算対象のサービスも、居宅介護サービス(居宅介護予防サービス)計画書に記載がないとサービスを受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅介護サービス(居宅介護予防サービス)計画書への記載の有無をご確認ください。各サービス計画書は、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕)に作成依頼することができます。詳しくは、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の支援相談員にご相談ください。

6 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用にあたっての留意事項

- (1) 飲酒・喫煙 飲酒はご遠慮頂いております。
神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づき施設内禁煙となっております。
- (2) 飲食物の持ち込み 特別な事情がない限り、飲食物の持込はお断りしております。
- (3) 貴重品（現金等） 管理保管はしておりませんので、自己管理をお願いします。
なお、紛失等に関して責任は負いかねます。
- (4) 備品等の持ち込み 支援相談員にご相談下さい。
- (5) ペットの持ち込み 原則的にはお断りしています。
- (6) 訓練器具等の利用 職員に申し出て下さい。
- (7) 医療機関の受診・選択 かかりつけの医療機関があれば申し出て下さい。
- (8) 宗教活動 施設内での勧誘などの宗教活動はお断りしています。

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- (2) 非常災害に備え必要な設備を設け、防災避難計画を作成し、定期的避難・救出その他必要な訓練を行います。

8 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 千の風・川崎の相談・苦情担当者
事務長 電話 044-520-1033（千の風・川崎）
- (2) 第三者委員
施設は、第三者委員制を設けております。
- (3) その他の相談・苦情
各市町村の相談・苦情窓口でも受付けています。
川崎市幸区 高齢者支援係 電話 044-556-6689
川崎市役所 高齢者事業推進課事業者指導係 電話 044-200-2910
神奈川県国民健康保険団体連合 介護苦情相談係 電話 045-329-3447
電話 0570-022110

9 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 健仁会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 小池 健
- (3) 本部所在地・電話番号
本部所在地 千葉県鴨川市天津3466番地 電話番号 04-7099-5611
- (4) 定款の目的に定めた事業
第2種社会福祉事業
(イ) 介護老人保健施設の設置運営
(ロ) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の概要

◇ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の自立した在宅生活や家庭内での役割、社会参加等を継続できるよう、立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、機能訓練および日常生活上の支援並びに、その他必要な医学的管理を行い、利用者の心身機能の向上および生活の質の向上を図るために提供されます。

◇ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画について

事前に収集した利用者の情報から、日常生活上での課題を明確にし、それを解決するための具体策と目標を設定した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書を他職種共同で作成し、その計画を基にリハビリテーションサービスの提供をいたします。

その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、計画の内容について同意をいただきます。

また、他職種共同により、概ね3ヵ月毎に通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の進捗状況の評価と見直しを行います。

◇ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の期間について

施設医師が、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に対し、明確な指示（利用者に対するリハビリテーションの目的・留意事項等）を行い、リハビリテーションが開始されます。

また、概ね3ヵ月毎の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の評価と見直し時期において、施設医師が、3ヵ月以上の継続利用の必要性の判断と、リハビリテーション終了後のその他の居宅サービスへの移行の見通しの指示をし、リハビリテーションの終了となります。

◇ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用終了後について

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用終了後の、日常生活での課題と解決のために必要とする介護サービス等について、介護支援専門員（ケアマネージャー）と協働し、考案いたします。

継続的な運動機会の確保や入浴支援、社会参加、また、訪問介護（ホームヘルパー）や通所介護（デイサービス）等の必要性について、以後の安定した在宅生活を送れるための助言を行います。

また、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用終了後においても、怪我や疾患等で身体機能や日常生活の質が著しく低下し、再度リハビリテーションが必要とされる場合、再びご利用いただく事も可能です。

個人情報の利用目的

社会福祉法人 健仁会 介護老人保健施設 千の風・川崎では、利用者の尊厳を守り配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

◇利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係わる当施設の管理運営業務のうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等

◇上記以外での利用目的

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

飲食物の持込について

1. 利用時に不必要な飲食物の持込はお断りしております。
2. 他利用者との飲食物の譲渡・受贈はお断りしております。
3. 上記項目から生じた事故・軋轢等について、当施設は負いかねます。
4. 必要な飲食物（経口栄養補助飲料や食欲増進が目的の補助食等）の持込は事前に申し出いただき、ご相談ください。